

| | |
|---------------------|---|
| 本要望に 対応する 縮減案 | — |
|---------------------|---|

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 基本目標X 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 施策目標1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること |
| | 政策の達成目標 | 所得制限限度額を10万円引き上げることで、個人所得課税の見直しに伴い、20歳前障害基礎年金等の給付に関する所得制限の判定に用いる所得額が、収入に変化がないにもかかわらず10万円増加することにより、所得制限に該当してしまうことを防ぐ。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間 | 令和3年10月1日からの恒久措置（老齢福祉年金については令和3年8月1日から） |
| | 同上の期間中の達成目標 | 所得制限限度額を10万円引き上げることで、個人所得課税の見直しに伴い、20歳前障害基礎年金等の給付に関する所得制限の判定に用いる所得額が、収入に変化がないにもかかわらず10万円増加することにより、所得制限に該当してしまうことを防ぐ。 |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 所得制限限度額を10万円引き上げることで、個人所得課税の見直しに伴い、20歳前障害基礎年金等の給付に関する所得制限の判定に用いる所得額が、収入に変化がないにもかかわらず10万円増加することにより、所得制限に該当してしまうことを防ぐことができる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 個人所得課税の見直しに伴う「意図せざる影響や不利益」が生じないよう、所得制限限度額を見直す必要があるところ、 ・ 個人所得課税の見直しは、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行う事によって、給与・年金所得者とその他の所得を有する者との担税力の調整を図ったものであること ・ そのような税制における見直しを、税制と同様に全国一律で平等性の高い年金制度等へそのまま反映させることが、受給者にとっての不利益につながらないものとなること ・ 市町村や日本年金機構の過度な事務負担を避け、受給権者にもわかりやすい制度にすることから、所得制限限度額を一律に10万円引き上げることが妥当。 |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | |
| これまでの要望経緯 | |